

経済産業省告示第百五号

熱供給事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十三号）第三十四条の六第四項の規定に基づき、熱供給事業法施行規則第三十四条の六第四項に規定する特定手続を行う者の使用に係る電子計算機に係る基準を次のように定め、平成十四年三月一日から施行する。

平成十四年二月二十八日

経済産業大臣 平沼 赳夫

熱供給事業法施行規則第三十四条の六第四項に規定する特定手続を行う者の使用に係る電子計算機に係る基準

熱供給事業法施行規則第三十四条の六第四項に規定する特定手続を行う者の使用に係る電子計算機は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものでなければならない。

- 一 経済産業大臣が交付するソフトウェア又は熱供給事業法施行規則第三十四条の六第一項に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、同項に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手した財務諸表様式、供給温度及び供給圧力測定報告様式、主要な導管の設置報告様式、熱供給事故年報様式、導管工事終了報告様式、第三十三条第一項の表第一号に掲げる

事故（速報）様式、第三十三条第一項の表第二号に掲げる事故（速報）様式、第三十三条第一項の表第四号に掲げる事故（速報）様式、熱供給事故詳報様式に入力できる機能

二 熱供給事業法施行規則第三十四条の六第一項に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能